

八尾市景観資源登録制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好な景観形成に寄与する建築物、工作物や樹木などを八尾市景観資源（以下「景観資源」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(景観資源)

第2条 景観資源として登録できるものは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建造物等 道路等公共の場所から望見することができるもので、次に掲げるもの
 - ア 建築物
 - イ 工作物
 - ウ 屋外広告物
 - エ その他の構造物
- (2) 樹木 道路等公共の場所から望見することができる天然木等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成すると認めるもの

(登録)

第3条 市長は、前条に定める景観資源で、次の各号のいずれかに該当するものを景観資源登録台帳に登録することができる。

- (1) 歴史的・文化的価値が高いもの
 - (2) 景観形成の規範となるもの
 - (3) 地域の景観のシンボルとなっているもの
 - (4) 市民に親しまれているもの
- 2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、八尾市景観審議会景観資源登録制度検討部会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による登録をしようとするときは、八尾市景観資源登録同意書（様式第1号）によりその所有者又は占有者（以下「所有者等」と

いう。)の同意を得なければならない。ただし、所有者が特定できない場合は、この限りでない。

(景観資源の公募)

第4条 市長は、景観資源の登録にあたり、その候補を公募することができる。

(登録の通知)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により景観資源を登録したときは、八尾市景観資源登録通知書(様式第2号)により当該景観資源の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者が特定できない場合は、この限りでない。

(プレートの授与)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による登録をしたときは、当該景観資源の所有者等に対して登録表示プレート(以下「プレート」という。)を授与できるものとする。

2 前項のプレートの授与を受けた者は、当該プレートを公衆の目に触れやすい場所に設置するよう協力するものとする。

(所有者等の変更)

第7条 第3条第1項の規定による登録をした景観資源の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となった者は、八尾市景観資源所有者等変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 第3条第1項の規定による登録をした景観資源がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その登録を抹消することができる。

2 市長は、前項の規定により景観資源の登録を抹消しようとするときは、あらかじめ、八尾市景観審議会景観資源登録制度検討部会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定により景観資源の登録を抹消したときは、八尾市景観資源登録抹消通知書（様式第4号）によりその旨を当該景観資源の所有者等に通知するものとする。ただし、所有者が特定できない場合は、この限りでない。

（景観資源の所有者等に対する支援）

第9条 市長は、第3条第1項の規定による登録をした景観資源の保全又は活用に必要な技術的支援を行うため、所有者等の希望により、景観アドバイザー（八尾市景観アドバイザー設置要綱に規定する景観アドバイザーをいう。）を派遣することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）